

令和2年度第2回自転車活用推進に関する有識者会議

次期自転車活用推進計画 の構成の方向性・計画期間





現計画(平成30年6月閣議決定)の構成

1. 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け(経緯、法律の基本理念等)
- (2) 計画期間(長期的な展望を視野に入れつつ2020年度まで)
- (3) 自転車を巡る現状及び課題

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

➤ 法の基本理念等を踏まえ、自転車の活用の推進に関する目標と、目標達成のために実施すべき18の施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 自転車通行空間の計画的な整備の促進
2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
3. シェアサイクルの普及促進
4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
5. 自転車のIoT化の促進
6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
 8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
 9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
 10. 自転車通勤の促進
- #### 目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
11. 国際会議や国際的なサイクリング大会の誘致
 12. 走行環境整備や受け入れ環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
15. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
16. 学校における交通安全教室の開催等を推進
17. 自転車通行空間の計画的な整備の促進
18. 災害時における自転車の活用の推進

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

➤ 施策の着実な実施のための、計画期間中に講ずべき具体的な措置を記述

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者の連携・協力
- 計画のフォローアップと見直し
- 財政上の措置等
- 調査・研究、広報活動等
- 附則に対する今後の取組方針

次期計画の構成の方向性

- ◆自転車活用推進法(基本方針)に基づく計画の改定。
- ◆社会情勢の変化を踏まえた改定が必要。

4目標及び18施策の概ねの骨格は踏襲しつつ、
施策の進捗や社会情勢の変化を踏まえた施策及び措置に関する改定を主眼とする。

次期自転車活用推進計画の計画期間



現計画(平成30年6月閣議決定)の計画期間

- 安全で快適に自転車を利用できる社会を実現していくためには、長期的な視点に立って取り組む必要。
- 自転車活用推進計画と関連を有する社会資本整備重点計画、交通政策基本計画及び観光立国推進基本計画は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を見据えて、2020年度を計画期末としている他、第10次交通安全基本計画についても2020年度が計画期末。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、東京における取り組みは国内外から注目。東京を自転車フレンドリーな先進都市へと変貌させることにより、全国各地に対して自転車まちづくりの先鞭をつける好機

➤ 長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで

次期計画の計画期間(案)

計画期間の考え方

- 安全で快適に自転車を利用できる社会を実現していくためには、引き続き長期的な視点に立って取り組む必要。
- 自転車活用推進計画と関連を有する交通政策基本計画、社会資本整備重点計画等の計画期間を踏まえる必要。

計画名	現計画の計画期間	次期計画の計画期間(予定)
交通政策基本計画	2014年度～2020年度(2015年2月閣議決定)	未定(第1次計画である現計画はおおむね5年間)
社会資本整備重点計画	2014年度～2020年度(2015年9月閣議決定)	未定(施行令に「おおむね5年間」と規定)
交通安全基本計画	2016年度～2020年度 (2016年3月中央交通対策会議決定)	未定(過去10次の計画とも5年間)

計画期間(案)

➤ 長期的な展望を視野に入れつつ、2025年度までを想定